



課 軽 2 - 26  
令和5年8月21日

日本税理士会連合会  
会長 太田 直樹 様

国税庁課税部  
軽減税率・インボイス制度対応室長  
後藤 善行

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の周知等へのご協力をお願い  
（協力依頼）

平素から、税務行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式が実施されることに伴い、関係府省庁が連携して制度の円滑な実施に向けた取組を推進しているところです。

国税庁においても、適格請求書発行事業者の登録について柔軟な対応を図っており、令和5年9月30日までに登録申請を受け付けた事業者は、令和5年10月1日に登録を行うこととしておりますが、申請時期等によっては同日までに登録通知が届かない事業者の方も想定されるところです。

つきましては、そうした事業者の方における適格請求書の円滑な交付方法や、そうした方から仕入れを行った事業者の方における仕入税額控除の対応等について別添のとおり、国税庁ホームページに掲載することといたしましたので、下記のとおり、貴連合会及び傘下の各会に対して周知いただきたく存じます。

貴連合会の格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

**1. 会員税理士への周知**

貴連合会及び傘下の各会に対して、別添資料の周知をお願いいたします。

また、貴連合会及び傘下の各会ホームページにおいて、別添資料の掲載をお願いいたします。

- [別添] 1 インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項  
2 （リーフレット）インボイス制度において特にご留意いただきたい事項がございます

**2. 関与先事業者への制度周知・準備指導**

関与先事業者に対しては、登録申請が制度開始日直前となる場合、登録通知が遅れる

可能性がある旨を周知いただき、関与先事業者の状況に応じた適格請求書の交付方法等について具体的な準備を指導していただきますようお願いいたします。その際、上記1. [別添2] のリーフレットもご活用いただけますと幸いです。

連絡先

〒100-8978

東京都千代田区霞ヶ関3-1-1

国税庁 課税部 軽減税率・インボイス制度対応室

課長補佐 末安 直貴

電子メール：[naoki.sueyasu@nta.go.jp](mailto:naoki.sueyasu@nta.go.jp)